



## 質問

**区分所有者死亡後の区分所有者変更等の届出がなかった場合に、総会招集はどのように行えばよいですか。また、議決権総数等の集計はどのようにすればよいですか。**

(相談概要)

管理組合が一括契約するインターネット事業者変更に伴う管理規約の変更において、「取得しているインターネットメールアドレスを変更することは「特別の影響」を受ける」という意見がありました。この場合、管理組合は総会決議にあたり、「特別の影響を受ける者の承諾」を得る必要がありますか。



## 回答

複数の法定相続人が存在し、様々な要因で協議が進んでおらず区分所有者変更等の届出がされていないということであれば、死亡した区分所有者が当初提出しているあて先のあて名に通知を発することとなります。

なお、相続人が確定していても議決権及び組合員の総数に変動はないことから、これらの集計については従前通りの議決権及び組合員総数で行うこととなります。

区分所有法

(招集の通知)

第35条第3項 (略) 区分所有者が管理者に対して通知を受けるべき場所を通知したときはその場所に、これを通知しなかったときは区分所有者の専有部分が所在する場所にあててすれば足りる。(略)

マンション標準管理規約

(届出義務)

第31条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組合に届け出なければならない。

(招集手続)

第43条第2項 (略) 通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。